

トットメイト会員規約

第1章（総則）

第1条（名称）

本サービスの名称は、トットメイトベビーシッターサービスとします。

第2条（目的）

本サービスは、トットメイトが保護者の育児方針を尊重しながら、保護者に代わってご家庭などでお子様の保育をすることを、目的とします。

第3条（運営・管理）

運営・管理は、東海染工グループ株式会社トットメイトが行います。

第2章（会員）

第4条（会員資格）

本規約を承認の上、入会申込みをし、年会費を納め、当社の承認を得られたご家庭を、会員として登録します。なお、保育対象となるお子様は、0歳より12歳を迎えた直後の3月31日までとします。

第5条（年会費）

年会費として、以下を年一回納めて頂きます。（これ以降料金はすべて税込）

年会費 5,500 円 （お子様2人目より3,300円ずつ加算）

一旦納入された年会費は、いかなる場合も返金致しません。年会費は、登録後一年間を有効とします。

ご兄弟の方が、途中から入会される場合には、初年度は最初に入会している方の有効期限に合わせ、年会費を月割り金額で請求します。

第6条（会員資格の喪失）

以下の場合、会員としての資格を喪失し、トットメイトは以後のサービスを実施しません。

- 1) トットメイトの規約に違反したとき
 - 2) トットメイトの名誉や信用を傷つけたとき
 - 3) 料金の支払いを滞納し、催告にも応じないとき
 - 4) トットメイトの保育方針と大きな相違があり、サービスの提供が不可能と判断したとき
 - 5) トットメイトと会員との間の信頼関係が破壊されたとき
 - 6) 本人より、脱会の申し出があったとき
- ※ 会員資格の喪失後、再入会はできません。

第7条（受付時間）

すべてのサービスが予約制になりますので、予約受付日の前日17時までに電話でご連絡ください。

予約受付時間 9：00～17：00（土日祝は予約受付を行います、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始は予約受付を行いません）

第3章（ベビーシッターサービス利用詳細）

第8条（ベビーシッターサービス利用方法）

- 1) ご利用は、2時間以上15分単位で受け付けます。（よりよい保育をするために、連絡・引継ぎの間も必要です。余裕をもってお申し込みください。超過料金の精算は、15分単位でいたします）
- 2) ご利用時間は、原則として8時から22時までとします。
- 3) ご利用はご予約時間に基づきます。予約時間を過ぎての延長利用は受けられない場合もあります。
- 4) お子様が病気で特別な看護が必要であるとトットメイトが認める場合は、ご依頼は受けかねますのでご了承ください。お子様が体調不良の場合は、病状をお伺いの上、対応できるスタッフがいる場合に受け付けます。
- 5) 投薬が必要な場合には、医師より処方された薬のみ投薬を承ります。
薬剤情報提供書の指示に従って投薬いたしますので、当日シッターへご提示ください。
薬剤情報提供書の確認ができない場合や、市販薬の投薬はできかねます。
- 6) シッターは、お子様の保育・お世話のみをいたします。家事および専門的な医療行為は、行いません。
- 7) 6時間以上のご予約の場合には、シッターが途中で交代することがありますので、ご了承ください。
- 8) ご利用料金のお支払いは、毎月末日締めで以下いずれかの方法にてご請求いたします。
※請求書へお支払い方法を記載しております。
 - ・翌月15日までに指定の口座にお振込み（手数料につきましては、お客様ご負担でお願いします）
 - ・ご登録口座からの引き落とし
- 9) シッターの交通費等は、ご利用料金と併せてご請求いたします。
- 10) シッターへの直接の予約依頼はお断りいたします。
- 11) 当日のお預かり内容については、予約前日の電話確認と当日の打ち合わせ・引継ぎの際にシッターよりお伺いいたします。お子様の安全を確保できないと判断するお預かり内容については、お承りしかねる場合がございます。

第9条（ベビーシッターサービス利用料金）

- 1) 利用料金(お子様1人1時間当たり)

平日	9：00～18：00	2,640 円
	8：00～9：00 18：00～22：00	2,860 円
	22：00～8：00	3,300 円
(3時間未満のご利用については、1回につき330円加算します)		

- *土日祝日は1時間につき110円割増になります。
- *お盆(8/13-15)・年末年始(12/31-1/3)は、1時間につき550円割増になります。

2) 交通費

- ・シッターの自宅から、ご依頼場所への往復の公共交通機関による実費、または車で通勤の場合は当社の定めるガソリン代(走行距離 20円/km)、駐車場台、有料道路料金、駐輪場を利用の際は駐輪場代を請求いたします。
- ・22時以降の終了や遠隔地においては、状況に応じてタクシー料金が必要となります。
- ・ご依頼場所にシッターが訪問する際、公共交通機関の間隔が1時間に3本以内、若しくは最寄りの駅等より徒歩で15分以上要する場合には、ご相談の上タクシーを利用させていただきます。
- ・6時間以上のご予約でシッターが2人に分かれる場合には、それぞれの交通費を請求いたします。
6時間未満のご利用で当方の事情によりシッターが2人に分かれる場合には、後者の交通費を請求いたします。

3) 人数加算

- ご兄弟でご利用の場合は、2人目以降のお子様の料金は1時間につき1人550円となります。
- シッターが2人必要な場合には、1人ずつ正規料金をいただきます。
- ※お子様が3名以上の場合は、シッターは2名とさせていただきます。

4) 前日17時以降、当日の予約

- ・前日17時以降の予約の場合は、1,100円を請求します。
- ・前日17時以降の予約の場合はシッターを手配できない場合もあります。

5) キャンセル・変更

- 前日の17時以降の変更・キャンセル時における、必要な費用については、以下の通りとします。

① 基本利用時間

	前日17時以降のキャンセル・変更
キャンセル	予約時間・内容の100% ※早朝夜間料金も含む
開始時間が予約時間より早くなる (30分を越え2時間以内)	利用時間の料金+1回550円の手数料
開始時間が予約時間より早くなる (2時間を越える)	利用時間の料金+1回1,100円の手数料
開始時間が予約時間より遅くなる	予約時間の料金の100%
終了時間が予約時間より早くなる	予約時間の料金の100%
終了時間が予約時間より遅くなる	利用時間の料金+予約終了時間より30分超過以降、 1時間ごとに550円の手数料

② お子様2名以上の人数加算

	前日17時以降のキャンセル・変更
キャンセル	予約時の人数加算時間の100%
お子様が追加になる、人数加算時間が延びる場合	利用時間の人数加算+1回550円の手数料
お子様が減る、人数加算時間が短くなる場合	予約時間の人数加算時間の100%

6) 遠方

- ・お客様のベビーシッターご依頼地域とベビーシッターの自宅地域との距離に応じて、遠方料金をいただきます。
- 金額は下の①地区分表に従い、②の遠方料金のとおりといたします。

① 地区分表

地区名	市町村
A：名古屋地区	名古屋市全域
B：尾張北部	一宮市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市 丹羽郡、西春日井郡
C：尾張東部	瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
D：尾張西部(桑名含)	津島市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡、桑名市
E：三河西部	豊田市、みよし市、知立市、刈谷市、高浜市、安城市、碧南市、 西尾市、岡崎市、額田郡
F：三河東部	蒲郡市、豊川市、豊橋市、田原市、新城市、北設楽郡
G：知多地区	東海市、大府市、知多市、半田市、常滑市、知多郡
H：岐阜南西部	岐阜市、各務原市、羽島市、本巣郡
I：岐阜南東部	可児市、多治見市、土岐市、加茂郡
J：三重北東部	四日市市、いなべ市、桑名郡、三重郡、員弁郡

- *上記以外の地域につきましては、都度検討の上決定いたします。

② 遠方料金（単位：円）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
A：名古屋地区		0	0	0	0	2,200	1,100	1,100	1,100	2,200
B：尾張北部	0		1,100	0	1,100	2,200	1,100	0	0	1,100
C：尾張東部	0	1,100		1,100	0	2,200	1,100	2,200	0	2,200
D：尾張西部	0	0	1,100		1,100	2,200	1,100	1,100	1,100	1,100
E：三河西部	0	1,100	0	1,100		0	0	2,200	2,200	2,200
F：三河東部	2,200	2,200	2,200	2,200	0		2,200	3,300	3,300	3,300
G：知多地区	1,100	1,100	1,100	1,100	0	2,200		2,200	2,200	2,200
H：岐阜南西部	1,100	0	2,200	1,100	2,200	3,300	2,200		0	2,200
I：岐阜南東部	1,100	0	0	1,100	2,200	3,300	2,200	0		3,300
J：三重北東部	2,200	1,100	2,200	1,100	2,200	3,300	2,200	2,200	3,300	

例）B：尾張北部のお客様宅に、E：三河西部のシッターが伺った場合
⇒遠方料金 1,100 円＋交通費実費 をいただきます。

第 4 章（その他）

第 11 条（損害賠償責任）

当社のサービスご利用中に、トットメイト及びトットメイトの従業員の責に帰すべき事由により、会員若しくはお子様に損害を与えたと認められた場合は、トットメイトの加入する保険(公益社団法人全国保育サービス協会「保育サービス業総合補償制度」)の補償範囲内において損害賠償の責任を負わせていただきます。ただし会員の管理施設・設備の瑕疵によって損害が発生した場合には補償できません。また不可抗力による事故や、疾病が認められるお子様をお預かりしてその病状が悪化したような場合には、保険が支払われない場合もございますので、ご了承ください。

第 12 条（利用制限）

前日 17 時までのご依頼でも、対応できない場合もありますので、ご了承ください。

第 13 条（安全計画）

当社ではお子様の安全を守るための年間研修計画を作成しております。
年度末には、次年度に向けて修正を行います。

第 14 条（個人情報）

当社では「個人情報取扱規定」を定め、その取扱いには細心の注意を払っております。お客様からいただいた個人情報は、厳重に保管すると共に本サービスの提供に必要な場合に限り利用し、それ以外に利用することはありません。

第 15 条（苦情受付）

本サービスに関する苦情、問い合わせ、その他の連絡は、以下にて承ります。

事業者名：株式会社トットメイト

担当部署：コーディネーターグループ

電話番号：0120-01-6069

受付時間：9:00～17:00（※ゴールデンウィーク・お盆・年末年始を除く）

第 16 条（規約の変更）

本規約の変更は、株式会社トットメイトが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

（2026 年 10 月 1 日改定）